

大田市告示第152号

大田市森林環境整備事業補助金交付要綱（令和3年大田市告示第103号）の一部を次のように改正する。

令和6年10月2日

大田市長 楫野弘和

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業種目	目的	内容	メニュー	補助対象事業体	補助対象経費	補助率又は補助金額	重要な変更
1 新たな森林管理システムモデル地区推進事業	循環型林業を実践していくモデル地区を設定し、林業生産活動において必須条件となる路網整備を実施し、森林整備にかかる負担軽減を図るとともに、森林所有者に森林経営を促す	(1) 林内路網開設促進	①森林作業道の開設支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	林業事業体が実施する県単独事業（林内路網整備事業・1千円/m）への上乗せ経費	1千円/m以内	補助金の増額又は30%を超えて減額する場合
			②林内路網機能強化支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	木材の搬出のため、既設の林内路網の砂利敷設、拡幅等の経費	2千円/m以内	
			③市道等養生支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」及び市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」と「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」に基づく連携に関する協定（覚書）を締結した市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	木材の搬出のため、ネットワークに接続する市道等への鉄板での養生に必要な経費	3千円/枚以内（月額）	
		(2) 原木生産・再造林促進支援	①再造林支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	植栽にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（植栽）/ha×16%以内	
			②下刈支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	下刈にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（下刈）/ha×16%以内	
			③枝打支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業体」	枝打にかかる経費の所有者負担分	県標準経費（枝打）/ha×32%以内	

			④除伐支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」	除伐にかかる経費の所有者負担分	県標準経費(除伐)/ha×32%以内
2 荒廃森林整備事業	災害防止や水資源のかん養等の公益的機能を発揮させるため、荒廃森林を整備し公益的機能の再生を図る	荒廃森林整備支援		市内の認定事業者	10年以上間伐未実施の人工林の不要木伐採	県標準経費(間伐)/ha(定額)
3 高性能林業機械導入支援事業	高性能林業機械の導入により原木生産や森林整備の効率化により生産コストの低減を図る	高性能林業機械導入支援		市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」	国・県補助金等に係る事業者負担額	経費の1/2以内(国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内)ただし、上限は1,000万円/事業者
4 木材市場機能強化支援事業	原木を出荷する際にかかる手数料を支援することで木材取扱量を増加させ、木材の需要拡大と森林所有者の収益向上を図る	木材市場機能強化支援		大田市木材市場協同組合	原木を出荷する際にかかる手数料	500円/m ³ (定額)
5 市産木材利用PR事業	市内の事務所・店舗等の増改築に市産木材を使用することで市産木材のPRをし、市産木材の利用拡大を図る	市産木材PR		事務所・店舗等の増改築に際して市産木材を使用する者	市内事務所・店舗等の増改築で使用する市産木材費用	250千円/件以内
6 製材施設等整備支援事業	製材施設等の整備・導入を支援し生産コストの低減や効率化、市産木材の利用拡大を図る	製材施設等整備支援		島根県木材協会大田支部会員及び大田市木材市場協同組合	国・県補助金等に係る事業者負担額	経費の1/2以内(国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内)ただし、上限は1,000万円/事業者
7 担い手確保・育成支援	今後の原木増産や増加	(1)新規森林保全技術	①新規森林保全	市内の認定事業者	採用1～3年目の技術者を対象に月額手当を	10千円/月以内

事業	する森林整備に対応する林業就業者の確保・育成及び原木を扱う木材市場及び製材所等の担い手確保・育成を図る	者確保支援	技術者支援		支援	
			② 新規森林保全技術者住宅支援	市内の認定事業者	採用1～3年目の技術者を対象に住宅手当を月額で支援	10千円/月
		(2) 新規林業事業者経営対策支援	法人として登記後1～3年目の市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」	森林施業の実施に要する経費を月額で支援	100千円/月以内	
		(3) 製材所等就労環境改善支援	大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員（ただし、製材部門に限る）	就労環境改善に係る経費	経費の1/2以内 ただし、上限は500千円/事業者	
		(4) 製材所等担い手確保支援	大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員（ただし、製材部門に限る）	採用1～3年目の技術者を対象に月額手当を支援	10千円/月以内	
		(5) 大田市林業祭開催支援	大田市森林組合	林業祭の開催に必要な経費	1,000千円以内	
		(6) 林業・木材産業担い手確保対策支援	市内の認定事業者、大田市木材市場協同組合及び島根県木材協会大田支部会員（ただし、製材部門に限る）	求人サイト等への求人情報の掲載及びHP作成経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内） ただし、求人情報の掲載は350千円/事業者、HP作成は300千円/事業者	
8 ICT技術活用支援事業	ICT技術を導入・活用することで林業・木材産業の低コスト化・省力化を図る	ICT技術活用支援	市内の「島根林業魅力向上プログラム登録事業者」、大田市木材市場協同組合及び県木材協会大田支部会員	低コスト化・省力化に取り組むためのICT技術の導入に係る経費及びICT技術の活用に係る経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、ICT技術	

					の導入に係る経費の上限は1,000万円/事業体、ICT技術の活用に係る経費の上限は200千円/事業体
9 林業・木材産業普及・啓発事業	森林等で開催されるイベントを通じて森林整備、循環型林業の意義や森林のもつ公益的機能について市民への普及・啓発を図る	森林機能等普及・啓発支援	市内に本拠地があり、市内で活動を行う団体	森林機能等普及・啓発活動に係る経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、上限は500千円/団体
10 林業種苗生産施設等整備支援事業	林業種苗生産施設等の整備・導入を支援し、生産コストの低減や効率化、種苗生産の拡大を図る	林業種苗生産施設等整備支援	市内で林業種苗を生産している者	林業種苗生産施設等整備に係る経費	経費の1/2以内（国、県補助金をあわせて活用する場合は、経費から補助金額を控除した1/2以内）ただし、上限は1,000万円/件

附 則

この告示は、令和6年10月2日から施行する。